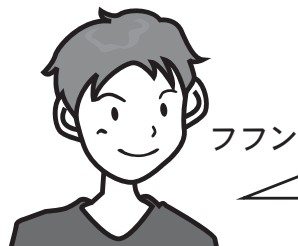


# 人生の“もしも”を守る 国民年金

「国民年金は、老後に備えるためのもの」  
そう思っていないですか？  
たしかに、老後への備えという役割も大切  
ですが、それだけではないのです。

問合せ先 市民サービス課年金係



フフン  
老後に備えてしっかり蓄えるから、年金をもらえなくても困らないよ

ちょっと待った！

国民年金に加入していると、突然の病気やケガなどで障がいが残った時に、障害基礎年金で生活のサポートを受けられるんですよ

## こんな方が対象

日常生活が極めて困難で、労働で収入を得ることが難しい、以下の症状がある方

- 精神疾患 ●知的障がい ●内部疾患
- 手や足などの障がい ●視覚・聴覚障がい など

ただし、65歳の誕生日の前々日までに初診日があること。  
対象となる条件は個別に異なりますので、ご相談ください。



えっ！  
障害基礎年金の事は知らなかったよ。ちゃんと加入しておけば、いずれ結婚して、家族ができた時にも安心できるなあ

生活に困る場面で、しっかりと支えてくれる国民年金。

もしものときに、しっかり受給できるよう、手続き忘れや未納がないか、今一度確認しましょう。

## 障害基礎年金 こんなとき、どうなるの？

**Q** 身体障害者手帳を持っているけど、障害基礎年金はもらえるの？

**A** 身体障害者手帳の認定基準とは異なるので、手帳を持っていても対象にならない場合があります。

**Q** 国民年金に加入していないんだけど…

**A** 初診日に加入していなければ、請求できません。ただし、加入が不要な20歳未満や60歳以上65歳未満に初診日のある方は請求できます。

- **Q** 経済的に厳しくて、納められなかった期間があるんだけど…
- **A** 初診日前に、国民年金保険料を一定期間以上、納付または免除していなければ、請求できません。納付にお困りの方は、早めにご相談ください。
- **Q** 初診日は何年も前だけど…
- **A** 相談や手続きが遅れると、診断書等の取得が困難になったり、時効で受けられない年金が発生したりすることがあります。お早目にご相談ください。